

営農ウィークリーNEWS

2025年産米検査結果速報（10/17現在）



2025年は、梅雨明けは例年よりやや早めで、強い日射と高温が続き、分げつ数が増加するなど、生育は促進され、収穫量も増加傾向となりました。京都市における7月・8月の平均気温が30度近くになるなど、昨年を上回る異常な暑さとなりました。

懸念されていた背白・腹白といった高温障害特有の白未熟粒が散見されました。

早生品種の「コシヒカリ」「キヌヒカリ」だけでなく、晩生品種の「ヒノヒカリ」においても高温障害が発生しており、規格外に格付けされたものも多くあります。

高温下では、特に夜温が高いと水稻体の消耗が大きく、蓄積されるでんぷんが少なくなります。

そのため、米粒のでんぷんの蓄積が不十分となった部分が白く濁って見える白未熟粒が発生します。

10月17日現在の農産物検査の結果は、右表の通りです。

2025年産米検査成績

10/17現在

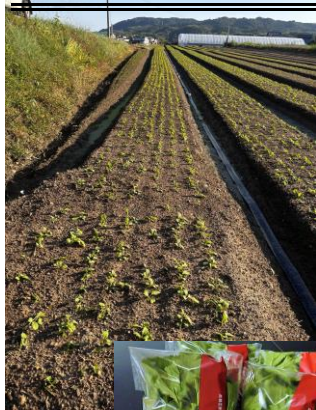
等級	比率(%)
1等	13.7
2等	16.8
3等	55.5
規格外	31.1

検査数量 1,526袋



白未熟粒により規格外に格付けされた「ヒノヒカリ」

TAC information



京はたけ菜 作付け開始!!!



JA 京都中央では、京の伝統野菜の復興や地域特産物の技術伝承などを目的に全農本部の提案より「畑菜」を「京はたけ菜」として、2016年から生産拡大に向け活動を行ってきました。

「京はたけ菜」は、2025年3月にブランド品目として追加され、そして9月には当JA管内が、ブランド産地として認証されました。

10月には、いよいよブランド出荷を目指して、管内で作付けが開始されました!!!



令和7年度園芸高温対策等支援事業の三次募集について

(農業経営基盤強化（高温対策等）事業)

※三次募集は、一次・二次募集に申請していない方が対象です

近年、高温の影響による農産物の収量減少や品質低下等が発生する中、今後の猛暑に備え、農業経営基盤の強化に資する機器の導入等を支援します。

1 事業内容

■対象品目

豆類、野菜、花き、果樹

■補助対象及び補助率等

補助対象	補助率等	補助額
①機器類 【ハウス】 ■パッドアンドファン ■細霧冷房 ■屋根散水 ■チラー（冷却水循環装置） ■灌水装置（自動灌水装置、灌水用ポンプ等） 【露地】 ■スプリンクラー ■灌水装置（自動灌水装置、灌水用ポンプ等）	事業費（税抜）×1/2＝①’ 【事業費25万円（税抜）以上対象】	
②資材類 【ハウス】 ■【露地】 ■灌水資材（灌水チューブ等） ■遮光・遮熱資材 （ハウス用ネット、フィルム、塗布剤等）	事業費（税抜）×1/2＝②’ 【事業費10万円（税抜）以上対象】	①’＋②’＋③’＋④’ 【上限100万円】 ※3戸以上の販売農家で構成する団体に所属する販売農家は上限60万円
③循環扇・換気扇、園地遮光対策施設 【ハウス】 ■循環扇、換気扇、空動扇 【露地】 ■園地遮光対策施設 （人が下に入って作業できる規模のもの）	事業費（税抜）×1/2＝③’	
④水源の整備 【ハウス】 ■【露地】 ■水源の整備 （井戸掘削、汲み上げ用ポンプの設置、貯水用タンク（1,000L以上）の設置）	事業費（税抜）×1/2＝④’ 【補助額上限20万円（税抜）】	

※運搬費及び設置費も事業対象に含まれます

■事業実施主体

- (1) 農業経営者：認定農業者、認定新規就農者、農地所有適格法人
- (2) 3戸以上の販売農家で構成する団体^{※1}に所属する販売農家^{※2}

※1：経営面積30a以上、または農産物販売額50万円／年以上の農家

※2：補助対象機器等を導入する品目の生産又は販売を目的としている団体

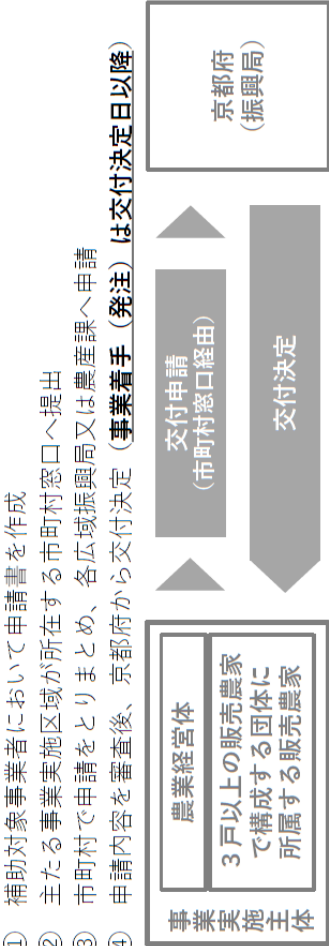
■補助要件

- (1) セーフティネット制度への加入
- 対象品目は補助対象機器等を導入するハウスを対象とした①～③のいずれかについて加入済み又は①への加入を検討すること
- ① 農業保険制度（収入保険、畑作物共済、果樹共済又は園芸施設共済）
- ② 農産物価格安定対策事業
- ③ 民間事業者が提供する保険
- (2) 他の京都府が実施する事業と重複申請とならないこと
- (3) 令和8年2月末日までに完了する取組であること

■留意事項

- ・申請多数により予算が上限に達した場合は、補助率を下げて交付します。（その際、「令和6年度高温対策支援事業」を活用されていない方の補助率は、同事業を活用された方よりも高く設定します。）
- ・三次募集では、一次・二次募集で申請した事業には申請できません。（一次または二次募集で園芸高温対策支援事業のみに申請した方は、三次募集で水稻高温対策支援事業には申請可能です。）

2 申請～交付決定の流れ



3 申請期間

令和7年10月20日（月）から令和7年10月31日（金）までに市町村窓口へ申請

問い合わせ先	お住まいの市町村窓口
	京都府農林水産部農産課：075-414-4953 山城広域振興局農林商工部：0774-21-2392 南丹広域振興局農林商工部：0771-22-0371 中丹広域振興局農林商工部：0773-62-2743 丹後広域振興局農林商工部：0772-62-4305